

経営管理体制

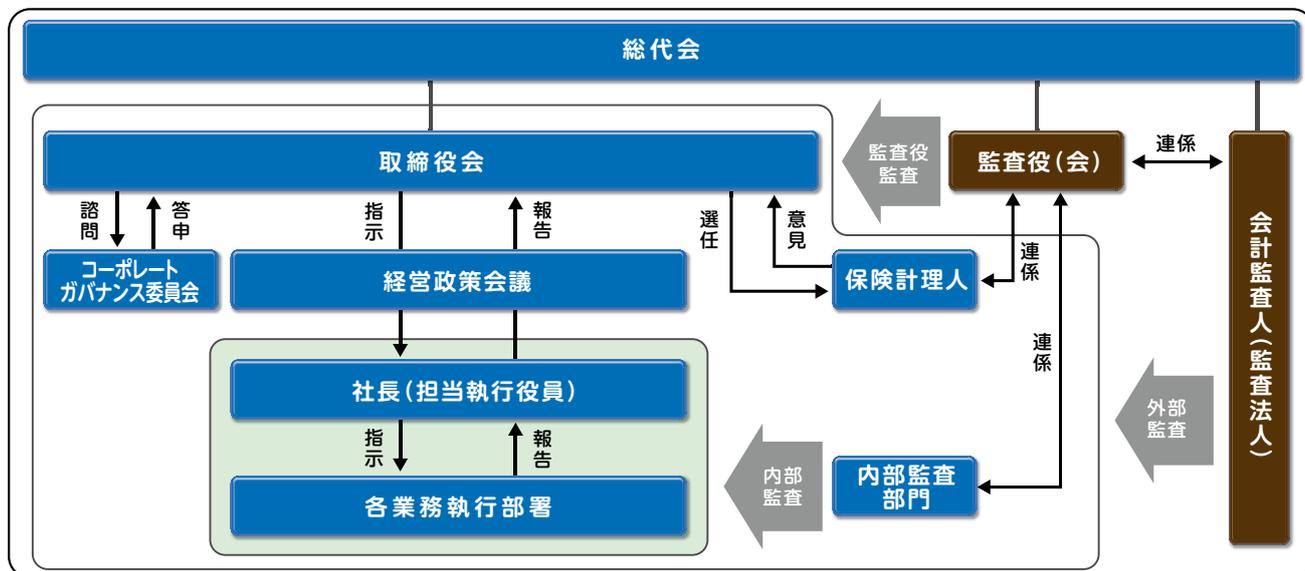
当社は、監査役会設置会社の形態を採用しており、専門性の高い保険事業における会社業務に精通した取締役が経営を行い、監査役が独立した機関として取締役の職務の執行を監査する体制としています。また、執行役員制度を導入し、経営と執行の分離を図っています。

さらに、社外取締役、社外監査役を選任するとともに、コーポレートガバナンス委員会を設置し、「社外の視点」

から経営のチェックを受ける体制としています。

なお、経営環境の変化に迅速に対応するために、取締役の任期を1年としています。

ガバナンスの強化が社会的にも要請されており、今後ともガバナンスの実効性確保に向けた取組みを行ってまいります。



主な機関の役割

取締役会

会社の重要な業務執行について決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督します。

なお、経営の透明性を確保するとともに、専門的な見地から経営の監督が行われるよう、会社経営者、弁護士、公認会計士からなる3名の社外取締役を選任しています。

コーポレートガバナンス委員会

役員・保険計理人の選解任に関する事項、役員・職員・保険計理人の報酬等に関する事項、および内部統制システムの整備に関する事項等について、取締役会からの諮問を受け、審議・答申を行っています。

構成員はすべての社外取締役および会長・社長となっており、構成員の過半数を社外取締役とし、また委員長を社外取締役とすることで、「社外の視点」を踏まえた審議が行われる体制としています。

経営政策会議

社長およびその他執行役員を委嘱されている取締役等で構成され、原則、週に1回開催されます。取締役会で決定した経営の基本方針に従い、会社の経営戦略ならびに業務執行に関する重要事項について決議あるいは審議を行います。

監査役(会)

監査役は、取締役会への出席などにより、取締役の職務の執行を監査します。

なお、独立性をより一層確保し、また社外の視点を踏まえた監査体制とするため、監査役の過半数を社外監査役(3名)としています。

監査役会は、監査の方針など監査役の職務の執行に関する事項を決定します。

内部監査体制

当社では、取締役会で決議された「内部監査方針」において、実効性のある内部監査態勢を整備・確立することを定めています。同方針では内部監査の目的を「当社の経営目標を実現するにあたり、業務の健全性・適切性を確保し、効果的な目標達成に寄与すること」とし、内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部門が、内部管理態勢等の適切性・有効性を検証・評価し、課題・問題点の改善提言・フォローアップを行っています。

内部監査は子会社等を含むすべての業務を対象とし、組織や業務に付随するリスクを評価したうえで、内部監査計画を策定しています。

本社部門に対しては、保険引受リスクや資産運用リスク等の各リスク管理態勢や保険金等の支払管理態勢、コンプライアンスへの取組み等についてその適切性や有効性を検証するとともに、事務管理・システム管理・お客さま情報管理等の状況を確認しています。

また、保険営業・保険事務の拠点である支社並びに保険募集代理店に対しては、保険営業面でのコンプライアンスの状況、お客さま対応の状況および保険事務の適切性等の検証を目的とした内部監査を実施しています。

内部監査部門は内部監査結果を社長、経営政策会議および取締役会に定期的に報告し、指示を受ける体制としています。また、内部監査で明らかになった課題や問題点について、関係部門に対し改善勧告や提言を行うことでその解決を図り、内部管理態勢の水準向上に努めています。

また、監査役、監査法人、コンプライアンス統括部やリスク管理部署等との定期的な情報交換や意見交換を実施しているほか、会社各組織からの資料取寄せやヒアリング等の実施によるオフサイトモニタリング体制を構築するなど、内部監査態勢の充実・強化に向けた取組みを行っています。